

防犯カメラ付自動販売機における防犯カメラ及び画像データの管理運用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公園等における秩序の維持及び犯罪の予防を目的として西宮市土木局公園緑化部所管の公園等に設置する防犯カメラ付自動販売機における防犯カメラ及び画像データの管理及び運用（以下「管理等」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「防犯カメラ」とは、自動販売機に付随する撮影装置、画像記録装置及び関連機器で構成されるものをいう。
- (2) 「画像」とは、防犯カメラにより撮影・録画された映像情報をいう。
- (3) 「記録媒体」とは、防犯カメラにより撮影・録画された画像情報を保存するためにカメラ内に設置する電子記録媒体をいう。

(基本原則)

第3条 防犯カメラ及び画像の取扱いに関する基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 防犯カメラの機器の操作、維持管理及びこれらに付随する行為は、第1条に規定する防犯カメラ付自動販売機の設置目的に則して、自動販売機設置事業者（以下、事業者という。）の責任によって行うこと。
- (2) 防犯カメラ付自動販売機の設置に当たり、事業者は、防犯カメラによる画像の撮影及び録画が行われている旨を明確かつ適切な方法で表示すること。
- (3) 記録媒体は事業者において設置すること。
- (4) 画像は市に帰属するものとし、当該公園等所管部署が管理するパスワードで保護するものとする。
- (5) 市が指示する場合を除き、事業者はいかなる場合も画像を閲覧及び抽出してはならない。

(防犯カメラ管理責任者等の設置)

第4条 事業者は、防犯カメラの適正な維持管理を行う防犯カメラ管理責任者を置き、「防犯カメラ管理責任者届」（様式第1号）により予め届け出ること。

2 事業者は、防犯カメラの機器の操作を行う防犯カメラ操作取扱者（以下、操作取扱者という。）を置き、「防犯カメラ操作取扱者届」（様式第2号）により予め届け出ること。操作取扱者は、原則として防犯カメラ管理責任者とは別の者とし、防犯カメラ管理責任者又は操作取扱者ではない者が防犯カメラの機器の操作を行うことを禁止する。

3 防犯カメラ管理責任者及び操作取扱者（以下「防犯カメラ管理責任者等」という。）は、画像から知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならない。職務（防犯カメラ管理責任者等）の解任後においても同様とする。

(画像管理責任者等の設置)

第5条 画像の適正な管理等を行うため、公園緑化部に総括管理責任者、画像管理責任者及び運用責任者を置く。

- 2 総括管理責任者は、当該公園等所管課の長とし、次の各号に掲げる事務を担う。
 - (1) 画像の管理に関する総括
 - (2) 捜査機関等に対する画像の提供に関する総括
- 3 画像管理責任者は、当該公園等所管チーム長とし、次の各号に掲げる事務を担う。
 - (1) 捜査機関等に対する画像の提供に関すること
 - (2) 記録媒体のパスワードの設定及び変更に関すること
 - (3) 防犯カメラ管理責任者等の選任に関すること。
- 4 運用責任者は、画像管理責任者が指名する者とし、次の各号に掲げる事務を担う。
 - (1) 画像管理責任者の補佐
 - (2) 防犯カメラ付自動販売機の設置場所の維持管理に関すること
 - (3) 記録媒体のパスワードの設定及び変更に関すること

(画像の記録及び保存等)

第6条 防犯カメラは常時稼働させるものとする。

- 2 画像の保存期間は、記録媒体に記録された時点からおおむね7日間とし、当該保存期間が経過した後は上書きにより消去するものとする。ただし、画像管理責任者が特に必要と認めるときは、保存期間を変更することができる。
- 3 画像は撮影時のまま保管し、加工はしない。また、画像を複製してはならない。ただし、次条第2項各号のいずれかに該当し、当該画像を第三者に提供するときは、この限りでない。
- 4 事業者が防犯カメラ付自動販売機を交換又は撤去する際には、事業者は記録媒体から画像を完全に消去するとともに記録媒体を物理的に破壊した上で廃棄するものとする。また、事業者はその作業が完了した旨の証明書(任意様式)を、当該公園等所管部署に提出するものとする。
- 5 事業者は記録媒体を紛失又は破損した場合については、その旨を遅滞なく当該公園等所管部署に届け出なければならない。

(画像の取扱)

第7条 画像は、西宮市個人情報保護条例、その他個人情報の保護に関する法令に基づき、漏えい及び流出の防止その他個人情報の保護のために必要な措置を講じ、適切に管理されねばならない。

- 2 画像は、次のいずれかに該当し、妥当性が認められる場合に限り、利用、又は第三者に提供、若しくは閲覧させることができる。その場合、画像管理責任者は、運用責任者に対し画像の閲覧及び抽出を指示し、また、運用責任者は、指示を受けて、操作取扱者に対し、画像の閲覧及び抽出に際して必要な事項を指示するものとする。
 - (1) 法令等の規定に基づき照会を受けた場合
 - (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあると認められた場合、及び公的捜査機関から犯罪捜査の目的で要請を受けた場合
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつ止むを得ないと認められる場合
 - (4) 画像から識別される特定の個人の同意がある場合
- 3 操作取扱者は、前項に規定する指示に従って、画像を閲覧及び抽出したときは、画像管理記録簿(様式第3号)に必要な事項を記録するとともに、運用責任者に報告しなければならない。画像管理記録簿は、市において1年間保管するものとする。
- 4 第2項各号のいずれかに該当し、画像の提供又は閲覧を希望する者は、予め画像管理責任者の許可を受けなければならない。この場合において、画像の閲覧は、画像管理責任者が指定した場所で

行うものとし、画像管理責任者の許可を受けていない者は、その場所に立ち入ることができない。
5 第2項の規定により画像の提供を受け、又は画像を閲覧した者は、画像から知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならない。

(苦情等への対応)

第7条 総括管理運用責任者は及び画像管理責任者は、防犯カメラに関する苦情を受け付けたときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別途定める。

附 則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。